

# 山形県 被災建築物

第18号

平成28年3月16日

# 応急危険度判定

〇Q通信

## 目次

◎被災建築物応急危険度判定を世界に発信（第3回国連防災世界会議）	宮城県建築物等地震対策推進協議会・・・1
○情報コーナー 宮城県建築士会による被災建築物応急危険度判定の取組について	一般社団法人宮城県建築士会・・・4
○地震コーナー 長野県神城断層地震における被災建築物応急危険度判定について	長野県・・・7
○判定士の皆様へお願い	・・・8

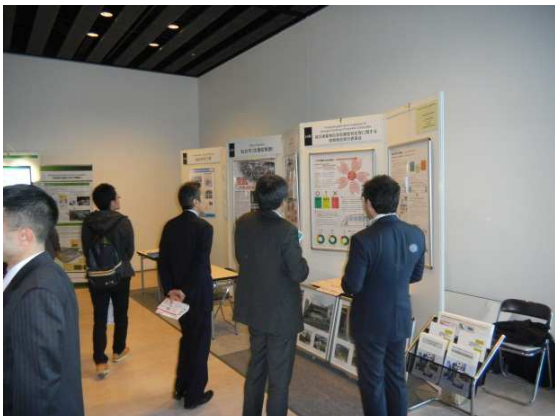
## ◎被災建築物応急危険度判定を世界に発信（第3回国連防災世界会議）

宮城県建築物等地震対策推進協議会（宮城県土木部建築宅地課・仙台市都市整備局住環境部建築審査課）

### 1. 第3回国連防災世界会議について

平成27年3月14日～18日に仙台市で第3回国連防災世界会議が開催され、宮城県建築物等地震対策推進協議会では、被災建築物応急危険度判定制度の周知と、東日本大震災における教訓を世界に向けて発信するために、展示ブースを出店しました。

本会議は、※1 187の国連加盟国が参加し、関連事業を含めると国内外から延べ15万人以上が参加し、日本で開催された史上最大級の国連関係の国際会議となりました（参加国数では過去最大）。



▲展示ブースの様子



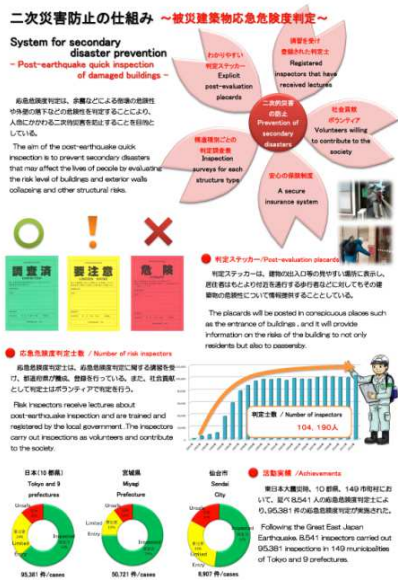
▲展示ブースの様子

### 2. 展示内容について

展示は、「①被災建築物応急危険度判定制度について」（資料1）、「②東日本大震災時の判定活動実績について」（資料2）、「③震災後の宮城県の取り組みについて」（資料3）の3テーマについて、パネル展示を行いました。また、来訪者には制度を紹介するパンフレット「（東日本大震災の）経験を踏まえた取組み」（資料5）等の配布も行いました。これらの資料については、すべて外国の方に向けた英訳バージョンも作成しました。

**【展示パネル①】被災建築物応急危険度判定制度について**

日本の花「さくら」をイメージした5つのキーワード（花びら）をデザインし、判定の制度や目的を5つのポイントにまとめました。また、日本には登録判定士が約10万人おり社会貢献としてボランティアで判定を行うことも紹介しています。（資料1）



▲資料1：(展示パネル①)被災建築物応急危険度判定制度紹介

- 5つのポイント**
- 1：わかりやすい判定ステッカー
  - 2：構造種別ごとの判定調査票
  - 3：講習を受けた登録判定士による判定
  - 4：判定士はボランティア（無償）で判定
  - 5：安心して判定活動ができる保険制度

**【展示パネル②】東日本大震災時の判定活動実績について**

東日本大震災では、全国(10都県149市町村)で95,381件、宮城県で50,721件(仙台市8,907件)の判定が実施され、延べ8,541人の判定士が参加したことを紹介し、被害状況と判定の実施状況の写真を展示しました。（資料2）



▲資料2 (展示パネル②)：判定写真

**【展示パネル③】震災後の各判定活動の取り組みについて**

東日本大震災の経験・教訓を活かすため、宮城県の体制強化への取り組みや避難所の安全確保の取り組み、仙台市で行う大規模建築物への対応等について紹介しました。（資料3）



▲資料3 (展示パネル③)：震災後の判定活動の取り組み

**3. 宮城県の取り組み**

東日本大震災における判定実施の経験や教訓をもとに、宮城県では判定体制の整備を進めており、仙台市で行う取り組みを2つ紹介します。

**(1) 避難所の安全確保 (仙台市)**

避難所となる建築物は、発災後速やかにその安全性を確認し、開設されることが望まれます。そのため、仙台市では、建築の専門知識がない人(施設管理者)が、簡易的に避難所の安全性を確認できる「避難所等安全確認チェックシート」(資料4)を、宮城県建築物等地震対策推進協議会監修のもとで作成しました。仙台市の避難所の運営マニュアルにおいて、施設管理者等は、このチェックシートを活用して、安全確認に努めることとしています。

また、宮城県では、地震後の速やかな判定実施のために、市町村と民間建築団体の判定に関する協定締結を推進しており、現在(平成27年10月末時点)9市町村が締結済となっています。協定では、一定以上の地震(主に震度6弱以上)が発生した場合、協定締結の建築団体は、被災市町村からの支援要請等があったものと見なし、速やかに避難所の判定を開始することとしています。

なお、仙台市では、施設管理者がチェックシートで避難所の安全を確認、開設した後、協定締結の建築団体の判定士が判定を実施するというスキームが確立されています。

成し、配布しました。この資料は、表面が日本語、裏面が英語翻訳バージョンとなっています。（資料5）



▲資料4：避難所等安全確認チェックシート（外観）



▲資料4：避難所等安全確認チェックシート（内観）

(2) 大規模建築物等の判定（仙台市）

東日本大震災の教訓として、大規模建築物の判定は、より高度な建築構造に精通した判定士でなければ、実質的に困難であることが明らかになりました。

そこで仙台市は、建築構造専門家団体2団体（一般社団法人日本建築構造技術者協会東北支部、一般社団法人東北建築構造設計事務所協会）と、大規模建築物等の判定に関する協定を締結しました。協定の内容は、大きく2つのポイントがあります。

① 大規模建築物の判定（仙台市）

大規模建築物が地震被害にあった場合、市から建築構造専門家団体に支援要請を行い、団体は特別チームを編成し、大規模建築物の判定を実施します。その体制が確立されています。

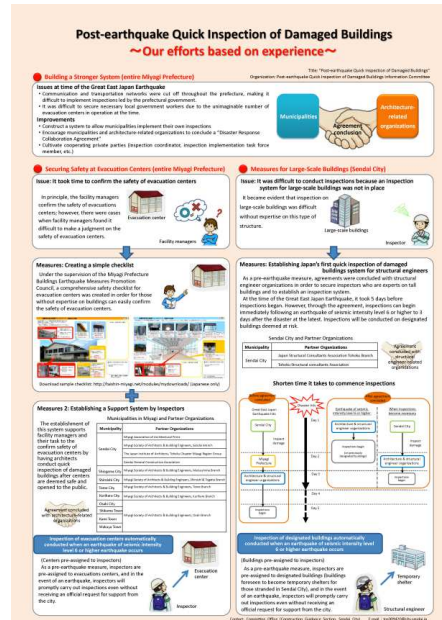
② 帰宅困難者一時滞在所の判定（仙台市）

東日本大震災では、帰宅困難者が多数発生し、避難所の運営に苦慮したことから、仙台駅及び主要駅周辺の民間施設と災害時の帰宅困難者一時滞在所に関する協定を締結しました。しかし、このような民間施設の管理者は、必ずしも建築構造専門家であるとは限らないため、あらかじめ施設毎に担当となる建築構造専門家を決めておき、震度6弱以上の災害が起こった場合は、市からの要請があったものと見なし、迅速に判定を行うこととしています。

なお、宮城県の実践については、パンフレットを作



▲資料5：パンフレット表面（日本語）



▲資料5：パンフレット裏面（英語）

※1 外務省 HP より

[http://www.mofago.jp/mofaj/ic/gic/page3\\_001151.html](http://www.mofago.jp/mofaj/ic/gic/page3_001151.html)

4. まとめ

国連防災世界会議への出展は、被災建築物緊急危険度判定の制度とその意義を世界に向けて紹介すると共に、東日本大震災における経験と教訓を伝えることを目的としました。展示ブースには、外国の方々にも立ち寄っていただき、判定ステッカーに興味深く御覧になる方もいらっしゃいました。英文による説明により、緊急危険度判定について理解していただけただけではないかと思ひます。また、国内の方についても、他県の判定士や、東日本大震災で実際に判定を受けた方など、多くの方に御覧いただくことができました。

東日本大震災では、多くの課題が浮き彫りとなりましたが、そのひとつとして「応急危険度判定の認知度の低さ」があります。判定の制度や目的（二次被害の防止）が正しく理解されていないために、判定実施時の住民説明に時間を割かれ、判定終結が遅れる要因となりました。このことから、震前対策の広報活動の重要性を改めて認識しました。

今回の展示を通じて、国内外の多くの方々に情報を発信し、周知できたことは、ひとつの大きな成果であると感じます。今後も様々な方法での周知を図っていきたいと考えます。

最後に出展にあたり、後援をいただいた国土交通省、（一財）日本建築防災協会及び全国被災建築物応急危険度判定協議会には厚く感謝申し上げます。

## 情報コーナー

### ○宮城県建築士会による被災建築物応急危険度判定の取組について

一般社団法人宮城県建築士会 会長 砂金隆夫

#### 1. 被災建築物応急危険度判定制度と判定士

被災建築物応急危険度判定は、地震等の大規模災害で被害を受けた建築物が、その後の余震等により倒壊や屋根部材及び外壁部材等の落下等の危険性を速やかに判定し、住民に対し被災建築物の利用にあたっての危険性の情報を提供して、二次災害を防止することが目的である。

応急危険度判定制度は、1995年「阪神淡路大震災」での実状をもとに1995年に制度が発足した。

応急危険度判定制度の制定を受けて、宮城県では近い将来来るべき宮城県沖地震に備えて、宮城県、県内71市町村（現35市町村）、建築士会、建築士事務所協会等のメンバーで構成する「宮城県被災建築物応急危険度判定協議会」（現：宮城県建築物等地震対策推進協議会）を設置し、「宮城県被災建築物応急危険度判定要綱」（現：宮城県被災建築物宅地危険度判定要綱）を制定した。

判定の実施主体は市町村であり、県が市町村を支援して建築関連団体と共に、実施することとなっている。市町村は「市町村被災建築物応急危険度判定要綱」を策定及び実施本部の体制整備を行うとされた。判定実施の決定は、市町村災害対策本部が当該区域内で発生した地震で建築物が被災し、判定実施の必要があると判断した場合、県に支援を求め、県は建築士会及び関連団体を通して判定士への協力要請と、必要な人員の確保に努めることとした。

また、支援要請を行う被災地災害対策本部（市町村）は、現地支援本部の設営と資機材の準備、判定区域の確定にあたる。宮城県建築士会では、判定士の登録条件が主に建築士であることから、建築士会の義務と社会的貢献と判断し、積極的に協力することとなった。宮城県では、1996年と2003年、2008年に局地的な内陸地震が発生、支援要請のあった

市町で被災建築物応急危険度判定を実施している。

#### 2. 宮城県における応急危険度判定の実施例

制度発足後東日本大震災までに実施した応急判定は以下の通りである。

##### 【鬼首群発地震】

この地震は別名「秋田・宮城県境地震」という。宮城県と秋田県の県境部分で発生した地震で、現在の大崎市鳴子温泉鬼首地区に被害が集中し、200棟の住家被害がでた。特に、沢沿いの崖や傾斜地等で大きな被害がでた。

応急判定は、制度発足後我が国初の実施例で、宮城県職員と宮城県建築士会大崎支部会員で実施したが、初めての体験で手探り状態での判定業務であった。

負傷者16人、建物被害200棟であった。

地震発生日	1996年8月11日（日）
地震の規模	M6.0 震度5
応急判定実施日	8月13日～8月14日
実施自治体	鳴子町（現大崎市）
判定スタッフ	宮城県土木部・宮城県建築士会

##### 【宮城県北部連続地震】

7月26日の一日間に、震度6弱を超える地震が3回を記録した連続地震である。被災地は旭山の東西に位置する農村部で、湿地帯が多く農地と住家が混在している地域である。いたるところで液状化現象が各地で確認され、浄化槽や下水道のマンホールが浮き上がる等被害があった。負傷者647名、住家被害6,413棟を数えた。

地震発生日	2003年7月26日（土）
地震の規模	前震 M5.6 震度6弱 本震 M6.4 震度6強 余震 M5.5 震度6弱
応急判定実施日	7月27日～8月3日

実施自治体 矢本町・鳴瀬町（現東松島市）  
 河南町（現石巻市）・鹿島台町（現大崎市）  
 判定スタッフ 宮城県土木部・宮城県建築士会  
 宮城県建築士事務所協会  
 他県からの広域支援判定士  
 派遣人数 延べ344班 743名

判定結果（宮城県資料より） 単位：棟

	危険	要注意	調査済	計
計	1,260	2,181	3,804	7,245

### 【平成20年岩手・宮城内陸地震】

岩手・宮城内陸地震は、栗駒山を中心に山体崩壊や土砂崩れ、河道閉塞、土石流等の土木被害が大きく、建物被害は比較的小さかった。

その被害は、宮城県栗原市と岩手県奥州市の両市で発生し、宮城県栗原市の被害は、死者・行方不明者17名、負傷者180名、建物被害全壊・大規模半壊43棟、半壊・一部員壊1,526棟、土砂被害83ヶ所、道路被害572ヶ所であった。

被害地或は山間地であり、土砂崩れや河道閉塞で主要道路が寸断されたため、国道が寸断された花山地区では、旧道の山道を迂回して被災地に入ることもあった。

地震発生日 2008年6月14日（土）  
 地震の規模 M7.2 震度6強  
 応急判定実施日 6月14日～6月17日  
 実施自治体 栗原市・美里町  
 判定スタッフ 宮城県土木部・東北地方整備局  
 仙台市（特定行政庁）・塩竈市（特定行政庁）  
 石巻市（特定行政庁）・宮城県建築士会  
 宮城県建築住宅センター  
 日本建築構造技術者協会・日本建築家協会  
 派遣人数 延べ192班 475名

判定結果（宮城県資料より） 単位：棟

	危険	要注意	調査済	計
計	191	518	2,172	2,880

### 【東日本大震災】

誰もが経験したことのない大きな災害となった。電話は通じず、停電でインターネットも使えず、情報が遮断された状態となったが、士会各支部では災害連携協定に基づき行動を開始した。

県内8市町では宮城県建築士会支部と大規模地震時に向け災害協定を締結していた。協定の内容は、第一に避難所となる公共建築物の応急危険度判定を行い、次に被災建築物（住家等）の応急危険度判定を行うものである。

津波被害のあった沿岸地或は、頻繁な余震で津波警報が発令されることから、内陸部の市町村から着手することとした。

また、広域支援については、様々な理由により要請を行わ

ないこととした。

地震発生日 2011年3月11日（金）  
 地震の規模 M9.0 最大震度7  
 応急判定実施日 3月11日～5月10日  
 実施自治体 県内30市町（全35市町村）  
 判定スタッフ 宮城県土木部・東北地方整備局  
 宮城県建築士会・宮城県建築士事務所協会  
 日本建築家協会・他県からの広域支援判定士  
 派遣人数 1,472班 2,955名（内701名建築士会）

判定結果（宮城県資料より） 単位：棟

	危険	要注意	調査済	計
計	5,200	7,553	37,968	50,721

### 3. 宮城県建築士会の事前準備態勢

2003年北部連続地震で、南郷町の避難所で住民を収容した後、余震により、天井落下発生の危険性が指摘され、より安全な避難所を設置して、避難住民を移動させたことが起きた。宮城県建築士会では、指定避難所の安全確認の必要性から指定避難所応急危険度判定のため、市町村との災害時連携協定締結を推進した。2011年3月11日時点で8市町と地域の支部が協定を済ませていた。特に、大崎市と大崎支部では定期的に訓練をしていた。

宮城県建築士会は、建築防災協会及び宮城県のマニュアルを基本に、独自マニュアルを定めた。その基本条件は、地震の規模が全県的なもので通信機能が壊滅的な被害を被り、市町村と県および士会事務局または会員間で連絡ができないことを想定し作成して、会員名簿の巻末に挿入・掲載して会員に災害時マニュアルを認識させた。

以下マニュアルの概要を示す。

#### 1) 地震発生時の宮城県建築士会の準備態勢

地震の規模により3段階の体制に入る。

#### 【注意体制】 震度5弱の地震が発生した場合

- ・判定士は心の準備をする。
- ・対策本部（士会本部）は県の意向を伺い情報を収集する。
- ・各支部長は出動可能な判定士の把握を開始する。
- ・対策本部長（会長）は支部本部からの要請を受けたときは指示を出す。
- ・事態の推移にともない速やかに警戒態勢に切り替えることが出来る体制。

#### 【警戒体制】 震度5強の地震が発生した場合

- ・判定士は出動に備え具体的な準備をする。
- ・対策本部は県の意向を伺い情報の収集にあたる。
- ・各支部長は出動可能な判定士のリストを作成し連絡体制を確保する。
- ・対策本部長は支援本部からの要請を受けたときは速やかに指示を出す。

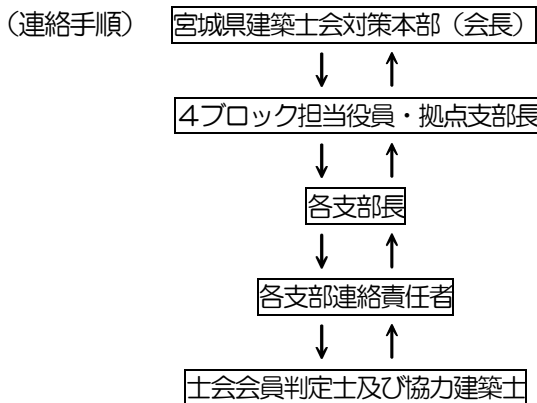
- ・事態の推移にともない速やかに非常事態に切り替えることが出来る体制。

### 【非常体制】 震度6以上の地震が発生した場合

- ・各支部長は出勤可能な判定士を確保し連絡体制を整え対策本部の指示を待つ。
- ・対策本部長は県の意向を伺い情報の収集にあたる。
- ・判定士は指示のない場合、あらゆる手段をこうじ支援本部の情報確保して現地に向かう等の活動を開始する。

## 2) 情報の伝達方法

宮城県建築士会では県内を4つのブロックに分けそれぞれの拠点支部を設定し、管轄土木事務所と連携して対応する。



※警戒体制および非常体制時において、対策本部から連絡または指示のない場合は、拠点担当役員が判断し他の役員と連絡をとるとともに管轄土木事務所に赴く等して情報を収集し判断する。

## 3) 判定士等への連絡内容

- ・参集日時、参集場所（出勤の場合は、家族に行動スケジュール、緊急連絡先を伝えておく。）
- ・服装等（判定士登録証、筆記用具、コンバックス、軍手、雨具、下足、保安帽、リュック、飲み物、弁当）
- ・被災地の状況（危険、火災発生及び救助活動区域）
- ・気象情報（気温、降雨等）
- ・昼食（原則持参。現地では調達不可能な場合がある。）

## 4) 判定実務要綱の策定

- (1) 判定作業の心構え
- (2) 判定チーム編制方法

### 【宮城県建築士会と市町村の連携について】

過去に避難住民を別の施設に移動させた事を教訓として、宮城県建築士会では指定避難所応急判定の必要性から、支部を通して積極的市町村に働きかけ、震災前には8市町と「大規模地震時連携協定」締結した。以下、その内容である。

- ①大規模地震が発生し、市町村が避難所を開設しなければな

らなくなった場合、優先的に指定避難所の応急危険度判定を行う。この際、指定避難所の場所、構造、用途等を示す。

- ②被災住宅の応急危険度判定は、市町村災害対策本部が被害状況の確認を行い、判定地域・判定棟数等のデータをまとめて判定コーディネーターに示す。
- ③市町村は判定地域の地図及び住宅地図を備える。
- ④市町村は判定資機材の備蓄に努める。
- ⑤被災建築物応急危険度判定結果を協議する。
- ⑥市町村は判定結果を宮城県に報告する。
- ⑦建築士会支部は市町村に連絡先を通知する。

## 4. これからの被災建築物応急危険度判定

宮城県土木部では、後日県内全ての市町村に対し、応急危険度判定に関するアンケート調査を行いその内容を検討した。(アンケート項目と回答)

### ①通信網の遮断による連絡

- ・停電と燃料不足により通信網が遮断されたため判定士への連絡に時間を要した。
- ・地震直後の数日間は電話やメール等の連絡手段がなく県や関係団体との連絡が取れなかった。

### ②人手（行政職員、判定士）の不足

- ・市町村職員は災害対応や住民対応で応急判定に人手を割けなかった。
- ・判定士も被災者であり要請した数の判定士が集まらなかった。
- ・職員の業務軽減のため民間判定士（建築士会）に一部業務を移管した。
- ・罹災証明担当職員を補助員として判定士不足を補った。

### ③交通網の遮断、ガソリン不足による移動手段確保の困難

- ・公共交通機関の不通やガソリン不足から参集場所までの移動手段が確保できなかった。
- ・道路が寸断されて参集場所までのルート確保が困難。
- ・涌谷町は参加判定士へガソリンの供給を行った。
- ・行政は判定士の燃料確保について取り組むべき。（緊急車両としての認定）
- ・要請した市町村は、参集場所までのルートについて情報提供を行う。

### ④判定に係る調査票の作成事務の煩雑

- ・危険「赤紙」、要注意「黄紙」のみのステッカー及び調査票の作成をした。
- ・判定に係る諸票の作成に時間が取られた。

### ⑤被災宅地応急危険度判定との連携不足

## ⑥住民からの問い合わせ対応

- ・罹災証明と混同した問い合わせが相次いだ。
- ・判定制度が住民に周知されなかった。

### 【新しい応急危険度判定体制の必要性】

東日本大震災では、宮城県建築士会支部と災害時連携協定を締結していた市町が、大きな成果を得た。この成果を踏まえ、宮城県では、各市町村が地域の建築団体と協定を締結し、地域単位で応急危険度判定を実施できる体制の構築を目指し、「地域主動型応急危険度判定」体制の整備を進めることとし

た。

また、小さい市町では建築担当職員がいない自治体もあることから、民間の判定コーディネーターを要請して行政職員の業務の一部を代行出来るように努めることとした。

以上、地域の人材を育成しつつ、官民が連携した体制整備が、大規模震災から住民を守る手段と考える

(第3回国連防災世界会議パブリックフォーラム建築五団体シンポジウム いのちを守るまちづくり/家づくりでの発表を基に記事を作成)

## 地震コーナー

### ◎長野県神城断層地震における被災建築物応急危険度判定について

長野県建設部建築住宅課

#### 1. 長野県神城断層地震

2014年(平成26年)11月22日に発生した長野県北部神城断層を震源とする地震は、地震の規模を示すマグニチュードは6.7、震源付近では震度5強から震度6弱を記録しました。この地震による長野県下の建物被害は、7市1町3村で発生し、全半壊が521棟、人的被害は、2市2町4村で確認されましたが、幸い死者は出ませんでした。

#### 2. 被災建築物応急危険度判定の実施について

余震等により被災建築物が倒壊して二次災害が発生することを防ぐため、被災市村の要請を受け、長野県が、関係団体の協力を得ながら、応急危険度判定士を派遣しました。

11月23日から判定を開始し、11月27日までの5日間に延べ131人(うち民間47人)の判定士が、大町市、白馬村、小谷村、小川村において、602棟の被災建築物の危険度を判定し、その結果(危険、要注意、調査済)を当該建築物に表示しました。

とくに白馬村堀ノ内地区は、本地震の震源となった神城断層を含む東側近傍に位置し、本地震において最も被害が顕著に現れた地域でした。茅葺屋根を鉄板の大屋根で覆った、この地域の民家の特徴をなす住家は、倒壊しているもの、倒壊には至らないが大きく被災しているものが見られました。

小谷村中谷地区では、外壁に撓みや破損が見られ、基礎にも被害が及んでいる、要注意の判定であるものが典型的な被害事例でした。



▼長野県白馬村堀ノ内地区



▼白馬村堀ノ内地区の住家

小谷村土谷地区では、アルプスを望む景観が優れた地域で、一見被害がないようですが、地盤の被害が顕著な地区でした。



▼長野県小谷村土谷地区

実際におこなった応急危険度判定体制としては、被害の大きかった小規模村（白馬村、小谷村）では、判定実施本部の体制を構築することが難しく、長野県で支援本部を含めて全面的に支援し実施しました。

白馬村においては、応急危険度判定結果の広報をおこないました。それぞれの判定ステッカーについての説明したものを住民に配布しました。



### ▼白馬村における応急危険度判定結果の広報

長野市は、発災当初から長野市職員による応急危険度判定活動を実施し、主な被害のあった箇所についての応急危険度判定を終えました。この間、長野県に応急危険度判定の実施の要請はされなかったため、民間の応急危険度判定士の派遣は行われませんでした。11月23日から11月30日までの8日間に、鬼無里地区、中条地区などにおいて、447棟の被災建築物の危険度を判定しました。長野市鬼無里地区では、住家は、土壁の破損や基礎の一部が破損した事例が多く、総じて軽微な被害でした。

被害を受けた建築物は、主に土蔵造りであり、傾いていた

り、や漆喰壁が崩落した事例が多かったようです。

長野県の応急危険度判定実施体制としては、本庁で判定活動全体を指揮し、現地機関が市町村判定実施本部及び判定活動の支援を役割分担し実施しました。判定士の要請は、長野県建築士会との協定により事務局に一任したため、速やかに活動体制の確保ができました。

### 3. 今回の課題と今後の対策について

今回の応急危険度判定活動では、広域圏及び国への連絡が遅れたことや、地震発生の翌日から判定活動に入ったため、被害の全体把握が遅れ、結果として判定実施期間が伸びたことなど、いくつかの課題を残しました。

また、被災市村の事前調査に基づく選別判定を行った区域で、再調査が生じました。そのため、今後は、先遣判定士による事前調査を実施し、判定区域の決定や派遣数の調整等を行うことを検討しています。

建築関係団体に市村が直接派遣要請を行ったため、判定士の保険適用のため、県から再派遣した事例がありました。そのため、今後は市町村向けの講習会を実施し、担当者に実施フローを継続的に周知することや関係団体間の調整の仕組みを再整理することなどを検討しています。

判定活動当初は、判定結果の表示（赤紙・黄紙）の趣旨等が十分に住民に対して浸透していませんでした。また、判定結果の表示には強制力がないため、危険判定の住宅に居住を継続する事例がありました。

今後は、応急危険度判定制度の趣旨等について、日頃から県民に周知することや危険判定の住宅に居住を継続している場合の避難勧告等についての考え方やフローを整備することなどの改善策を検討していきます。

## 判定士の皆様へお願い

今年度、判定士の認定申請書、更新申請書等の様式を改正しました。これは、被災時に判定士の皆様の協力を要請する際の連絡に電子メールを活用することを予定しているため、メールアドレス等の項目を追加したものです。

被災時の連絡体制の構築に必要な情報となりますので、申請の際は、登録に御協力いただけますようお願いいたします。

また、応急危険度判定を円滑に実施するために、登録いただいた内容を県、市町村、県建築士会等で共有することとしています。応急危険度判定の実施以外には使用しないことを御理解のうえ、登録内容の提供について、同意いただけますようお願いいたします。

問い合わせ先：山形県県土整備部建築住宅課 建築物耐震化担当 TEL 023-630-2641/FAX 023-630-2639

発行 行：山形県・全国被災建築物応急危険度判定協議会

※OQ 通信のバックナンバーは山形県 HP から閲覧できます。

山形県ホーム > 組織で探す > 県土整備部 > 建築住宅課（営繕室） > 建築防災担当 > 被災建築物応急危険度判定について